

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 35

処 分 名	防火・防災管理者等修了証の再交付	
処 分 の 概 要	申請の内容確認した結果、適当と認めたときに修了証を再交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市火災予防条例施行規則(昭和37年規則第49号)	
条 項	第2条第2項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	1日
判 断 基 準	<p>松山市火災予防条例施行規則第2条第2項に該当するものの申請で、同条第3項の規定に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市火災予防条例施行規則</p> <p>(防火管理等に関する講習の修了証) 第2条 次の各号に掲げる講習の課程を修了した者に交付する修了証の様式は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下この項において「令」という。)第3条第1項第1号イ又は第2号イに規定する消防局長が行う防火管理に関する講習 別記様式第1号</p> <p>(2) 令第4条の2の8第3項第1号に規定する消防局長が行う自衛消防組織の業務に関する講習 別記様式第1号の2</p> <p>(3) 令第47条第1項第1号に規定する消防局長が行う防災管理に関する講習 別記様式第1号の3</p> <p>2 前項に規定する修了証の交付を受けた者は、当該修了証の記載事項に変更を生じた場合において、修了証の再交付を必要とするときは、修了証再交付申請書(別記様式第1号の4)を消防局長に提出するものとする。</p> <p>3 消防局長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、修了証を再交付するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

1日

市 民

所 管 課

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。